

退職したとき

1 任意継続組合員制度

退職の日の前日まで、引き続き1年以上組合員期間のあった者が、任意継続組合員となることを希望したときは、退職の日から起算して20日を経過するまでにその旨を申し出、掛金を払い込むことにより、退職後2年間引き続き在職中と同じような短期給付（休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金は除く。）を受けることができます。

なお、短期給付の計算の基礎となる給料は任意継続掛金標準額となります。
任意継続掛金の算定は、任意継続組合員についての項目を参照してください。

2 組合員資格喪失後の給付

公立学校共済組合員の資格喪失後も、次の給付が受けられます。

ただし、国民健康保険以外（健康保険・共済組合等）の資格を取得した場合は、それぞれの給付制度が適用されますから、公立学校共済組合からの支給はありません。

給付の種類	給付要件	給付額	提出書類（※1）
出産費	引き続き1年以上組合員であった者が、退職後6か月以内に出産したとき。	488,000円 （産科医療補償制度加入機関での出産の場合、12,000円が加算されます）	出産費請求書又は 出産費等内払金等 支払依頼書
出産手当金	引き続き1年以上組合員であった者が、退職後42日以内に出産したとき。	標準報酬日額×2/3×日数 ※支給期間＝産前42日（多胎妊娠は98日）、産後56日までの間。ただし土日を除きます。	出産手当金請求書
傷病手当金	引き続き1年以上組合員であった者が、公務によらない傷病による療養のため勤務に服することができず、①傷病手当金を受けていて退職したとき、又は②在職中は給料が減額されていなかったために傷病手当金を受けないで退職し、なお引き続き勤務に服することができないとき。 ※退職共済年金、障害厚生年金、障害共済年金、障害基礎年金、障害一時金等を受給するときは、傷病手当金の支給額が調整されます。	標準報酬日額×2/3×日数 ※支給期間＝1年6か月（結核性の病気の場合は3年）以内。ただし土日を除きます。	傷病手当金請求書
埋葬料	組合員であった者が、退職後3か月以内に死亡したとき。	50,000円	埋葬料請求書

（※1）必要な添付書類がありますので、請求前に共済組合秋田支部にお問い合わせください。